

出 願 資 格

本学に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、志願する学部・学科等が指定する令和5年度大学入学共通テストの所定の教科・科目を受験した者です。

過年度の大学入学共通テスト及び大学入試センター試験の成績については、令和5年度入学者選抜には利用しません。

なお、総合型選抜（AO型選抜）、総合型選抜（自己推薦型選抜）、学校推薦型選抜Ⅰ、学校推薦型選抜Ⅱ、国際バカロレア選抜及び私費外国人学部留学生選抜の志願者については、34～97頁の出願要件を参照してください。また、学校教育法第90条第2項による高等学校2年生からの飛び入学については、本学では実施しません。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者及び令和5年3月31日修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和5年3月31日までにこれに該当する見込みの者（次の①から⑥のいずれかに相当する者）
 - ①外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び2023年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2023年3月31日までに修了見込みの者
 - ③専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和5年3月31日までに修了見込みの者
 - ④文部科学大臣の指定した者
 - ⑤高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（旧規程による大学入学資格検定を含む）に合格した者及び令和5年3月31日までに合格見込みの者で、令和5年3月31日までに18歳に達するもの
 - ⑥本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で令和5年3月31日までに18歳に達するもの

上記出願資格(1)、(2)及び(3)①～⑤のいずれにも該当せず、(3)⑥により出願を希望する者は、出願前に個別の入学資格審査が必要となります。

入学資格審査の詳細（申請期間、申請方法等）については、本学ホームページの「入学資格審査」(<https://www.kagoshima-u.ac.jp/exam/sikakusinsa.html>)に掲載されている当該年度の入学資格審査実施要領を確認してください。

なお、入学資格審査は、確認に時間を要するため、余裕を持って申請してください。